

資料11

26.9.26 生活困窮者自立支援制度
全国担当者会議

福島県における自治体支援 の取り組みについて

平成26年9月26日

福島県保健福祉部社会福祉課



1 福島県の概要



- ・ 福島県の面積 13782.76(km2) 全国3位
- ・ 福島県の推計人口(H26.8.1現在)
 - 1,937,602人(福島県現住人口調査)
 - 2,043,663人(H21.8.1現在同上調査)
- 【構成比】

	(H26.8.1)	(H21.8.1)
年少人口	12.6%	13.9%
生産年齢人口	59.8%	61.3%
老年人口 (うち75歳以上)	27.6% (14.8%)	24.6% (13.0%)
- ・ 福島県から県外への避難状況(復興庁:H26.8.29)
 - 47,149人(ピーク(H24.3)時62,831人)
- ・ 福島県の市町村数
 - 59市町村(13市31町15村)
- ・ 福島県の生活保護率(%)
 - 平成26年7月県速報値(※全国計は5月)
 - 県計0.87%、市計0.97%、郡計0.47%、全国計1.70%
 - 平成22年度平均
 - 県計0.92%、市計1.00%、郡計0.61%、全国計1.52%
- ・ 雇用統計(H26.7) (季節調整値)

	福島県	全国
有効求人倍率	1.43倍	1.10倍
新規求人倍率	1.88倍	1.66倍

2 福島県におけるモデル事業の取り組み

- ・平成25年12月から県北地区4町村を対象にモデル事業を開始し、平成26年4月から会津地区11町村を加え実施している。
- ・モデル事業実施管内の町村に対し、担当者説明会を実施後、副町(村)長を訪問し、役場の庁内連携体制の構築を依頼した。
- ・新法の円滑な施行に向けて、市町村に対し、モデル事業で得られた経験、課題等について具体的な事例等を交えて情報提供を行う。

福島県における新法施行に向けたスケジュール

福島県における生活困窮者支援法施行に向けた取組(スケジュール)について(案)					
○目的 平成27年4月に施行する生活困窮者自立支援法の円滑な実施に向けて準備するため。 なお、現時点での想定であるため、今後変更があり得ることに留意すること。					
○スケジュール					
	国会議・研修	県会議・研修等	各市町村訪問	作業等	備考
7月	(7/14～16)主任相談支援養成研修(前期)	①担当者会議(7/8)(県庁) 各市個別訪問(進捗状況確認等) モデル事業実施副町村長訪問(事業説明) 南会津郡内町村訪問(制度説明)			(7/1)進捗状況調査・意向調査 締切
8月	(8/26～28)主任相談支援養成研修(後期)	相双保福管内町村向け事業説明会(8/29)		事業(案)決定 27予算(案)編成作業	
9月	(9/8～10)相談支援員養成研修(前期) ②全国担当者会議(9月26日) (政省令・告示(案)、各種ガイドライン等)	県主任相談支援員養成研修伝達研修(中旬)(県庁) ②"担当者会議(9月30)(県庁) 【国会議内容説明等】			(9/1)進捗状況調査・意向調査 締切
10月	(10/6～8)相談支援員養成研修(後期)	モデル事業中間報告会(10/7)(郡山市) 市町村職員・福祉関係職員		部内説明	
11月	(11/4～8)就労支援員養成研修(前期)	主任相談支援員養成伝達研修 (11月中旬)(県社協)	各市個別訪問 2巡目	財政協議	(11/1)進捗状況調査・意向調査 締切
12月	(12/8～10)就労支援員養成研修(後期) ③全国担当者会議 (最終案提示(政省令、告示、関係通 H27予算内 示)	③"担当者会議(県庁) 【国会議内容説明、取組状況の情報交換】			
27年 1月	全国部局長会議	相談・就労支援員養成伝達研修 (1月中旬)(県社協)		27予算(案)決定	(1/6)進捗状況調査締切
27年 2月		福島県生活困窮者自立促進支援モデル事業 結果報告会(2/11 郡山市ビッグバレットふくしま)		法施行に向けた準備 (法規、通知、契約)	
27年 3月	④全国課長会議	④"担当課長会議(県庁) 【国会議内容説明、支援体制の確認】	各町村説明 (各保健福祉事務所)		(3/2)進捗状況調査締切
27年 4月	生活困窮者自立支援法施行				

会議及び市町村訪問等実績

日時	会議・訪問等	日時	会議・訪問等
H25.12.16	第3回生活保護担当課長・査察指導員会議	H26.7.1	相馬市・南相馬市役所訪問
H26.3.28	モデル事業結果報告会	H26.7.4	二本松市・本宮市・田村市役所訪問
H26.4.7	生活保護担当課長・査察指導員会議	H26.7.7	南会津郡4町村役場訪問
H26.4.16	郡山市役所・いわき市役所訪問	H26.7.8	生活困窮者自立支援制度担当者会議
H26.4.18	会津地区モデル事業実施町村担当者説明会	H26.7.11	川俣町役場副町長説明 民生委員理事会
H26.4.23	県北地区モデル事業実施町村担当者説明会	H26.7.14	会津方部副町長説明 (柳津町、西会津町、会津坂下町、会津美里町)
H26.5.13	会津地方生活保護担当者会議	H26.7.15	会津方部副町長説明(猪苗代町、磐梯町) 会津若松市・喜多方市役所訪問
H26.5.21	県中地方生活保護担当者会議	H26.7.18	須賀川市役所訪問
H26.5.22	国見町・桑折町役場副町長説明	H26.7.22	福島市役所訪問
H26.5.26	大玉村役場副村長説明	H26.8.19	猪苗代町民生児童委員協議会研修会
H26.6.9	伊達市役所訪問	H26.8.22	会津美里町児童委員協議会研修会
H26.6.27	白河市役所訪問 県南地方生活保護担当者会議	H26.8.29	相双地方生活保護担当者会議

今後の訪問予定

○民生委員研修会

- ・民生児童委員協議会会長研修会(9/16)
- ・3方部中堅民生児童委員研修会(10/2・10・16)
- ・会津地方民生児童委員研修会(11/5)

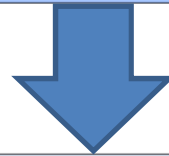
○市訪問(2巡目)10月中旬～

- ・前回訪問した市のうち、施行に向けた準備状況について支援が必要と認められる場合、再度、訪問し、助言、支援する。
- ・委託を予定している市に対し、委託想定事業所と併せて意見交換する。

3 副町(村)長に対する説明

・説明を行うことになったきっかけ

・町村職員に対し、役場内の関係各課との連携強化について依頼を行った際に、町村側から、担当レベルでは互いに牽制するため、副町長に説明した方が、トップダウンで庁内の連携体制が図れるとの話があったため。



・町村職員を通じて、副町(村)長との面会の段取りしてもらい、議会開催期間中を避け、副町(村)長に対しモデル事業の説明を行った。
効果としては、副町(村)長は、行政の実務上の責任者であり、生活困窮者の対策について、税務や教育といった複数の課にまたがる全庁的に取り組むことの重要性を理解された。
そのうえで、次回の庁議において各課から情報を上げさせ、連携体制を図り対応する旨、説明があった。
さらに、県に対して、民生委員の研修会での制度説明依頼があった。

高知市の資料を参考に作成

生活困窮者自立支援事業のイメージ

生活サポートセンター

ワンストップ型の相談窓口
情報とサービスの拠点
包括的支援のハブ的な機能
伴走型支援

支援員 相談者



仕事がなく経済的にも困ってます。子どもの給食費も払えません。借金もあります…

その他の関係機関

ジョブカフェ、商工会議所、医療機関、介護事業所、企業、NPO法人、社会福祉法人、公益法人、民生委員 等

法テラス等

多重債務

若者サポステ

ニート、引きこもり

ハローワーク

就労支援

社会福祉協議会

生活福祉資金貸付
日常生活自立支援事業

支援員が関係機関に
電話で相談



支援員が関係機関へ
同行案内



関係機関が集まって
支援調整会議



県機関

保健福祉
事務所

生活保護

児童福祉、
母子保健、
女性保護、
ひとり親家庭支援、
子育て支援

身体障がい福祉、
知的障がい福祉、
精神保健福祉

介護保険、
高齢者保健福祉

地方振興局

県税、若者就労
支援

町村役場

保健福祉・町(村)民税・国保税・町村営住宅
・上下水道等・教育(給食費等)

消費生活センター

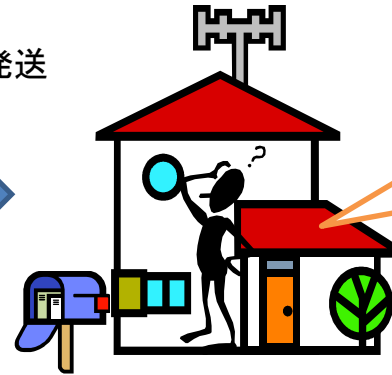
多重債務

生活困窮者を発見するアウトリーチ機能

税務課
町(村)民税



町(村)民税の催促状を送送



また町(村)税の催促状かあ...
とりあえず役場へ
行ってみようか。

生活サポートセンター

生活に困っていると
お伺いしましたが。



支援開始

どうされましたか？

生活サポートセン
ターに行ってみま
しょうか。

ええ、実は...

税務課



町(村)民税の催促状
が届きました。
子どもの学費や借金の
支払いで生活が苦し
くて払えません。
どうしたらよいです
か...

生活困窮者自立促進モデル事業説明リーフレット

生活サポート相談

「生活」の悩み

聞かせてください

無料相談



解決への道を、私たち「生活サポート相談員」が一緒に探します。

お電話で「生活サポート相談の件で」とお伝えください。

🏠 福島事務所…………… ☎ 024-525-8801

🏠 会津若松事務所… ☎ 0242-23-7445

この事業は、国のモデル事業として福島県から委託を受け福島県社会福祉協議会が実施しています。

生活サポート相談

相談したいけど、どこに行けばいいのか、誰に相談すればいいのか分からない……

就職のこと、生活のこと
働くこと、これからのこと
おひとりで悩んでいませんか？

おひとりで悩まずに
気軽にご相談ください。
これからのこと
あなたと一緒に考えます。

無料相談



社会福祉法人 福島県社会福祉協議会

福島県生活困窮者自立促進支援モデル事業の取組状況(平成25年12月～平成26年7月まで)

地区名	町村名	被保護世帯数	被保護人員	人口(H26.4.1)	保護率(%)	0～14歳	15～64歳	65歳以上	相談件数		就職・増収
						年少人口(%)	生産年齢人口(%)	老年人口(%)	12月～3月	4月～7月(※)	
県北管内 4町村	桑折町	40	51	12,136	4.2	11.4	55.5	33.1	1	2	1
	国見町	37	46	9,571	4.8	10.3	55.7	33.9	2	4	0
	川俣町	76	88	14,398	6.1	10.3	55.0	34.7	2	3	4
	大玉村	19	30	8,411	3.6	13.8	61.7	24.4	1	1	0
	小計	172	215	44,516	4.8	11.3	56.6	31.8	6	10	5
会津管内 11町村	北塩原村	11	11	2,979	3.7	12.8	57.9	29.3		1	0
	西会津町	38	43	6,754	6.4	8.8	48.5	42.7		4	2
	磐梯町	13	14	3,612	3.9	13.0	54.2	32.8		2	0
	猪苗代町	76	96	15,070	6.4	12.1	55.0	32.9		0	0
	会津坂下町	76	103	16,534	6.2	12.4	56.7	30.9		2	0
	湯川村	10	12	3,180	3.8	14.4	55.3	30.3		3	1
	柳津町	14	17	3,649	4.7	10.8	49.2	40.0		0	0
	三島町	12	14	1,739	8.1	6.8	43.1	50.1		4	0
	金山町	12	15	2,198	6.8	4.8	37.4	57.8		0	0
	昭和村	5	8	1,343	6.0	6.5	38.1	55.4		0	0
	会津美里町	117	144	21,295	6.8	11.2	55.0	33.7		3	2
小計	384	477	78,353	6.1	11.3	53.5	35.1		19	5	
県北+会津	合計	556	692	122,869	5.6	11.3	54.6	33.9	6	29	10
福島県		13,028	16,888	1,937,364	8.7	12.7	60.0	27.4			

※会津は5～7月

○対象者の主な基本情報

- 1 相談受付経路(複数回答) ①関係機関・関係者紹介(87.5%) ②本人来所(43.8%) ③本人電話18.8%)
- 2 性別 : 男性(75%)、女性(18.8%)
- 3 年齢 : 60～64歳(43.8%)、50代(31.3%)
- 4 相談内容 : 仕事をめぐる問題等(失業等)、法律・経済的な問題(多重債務、滞納等)、家族や地域との関係をめぐる問題(DV、セクハラ)、健康をめぐる問題

釧路市の資料を参考に作成

〇〇町（村）生活困窮者自立支援庁内連携連絡会議設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、〇〇町（村）生活困窮者自立支援庁内連携連絡会議を設置、組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 生活困窮者支援法の施行の伴い、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者への自立を支援するため、庁内の関係各課が問題意識・情報を共有して連携を図ることを目的とする〇〇町（村）生活困窮者自立支援庁内連携連絡会議（以下「生活困窮者連絡会議」）を設置する。

（所掌事項）

第3条 生活困窮者連絡会議は、次に掲げる事項を情報共有又は検討する。
（1）生活困窮者自立支援制度及び庁内関係各課所管の制度に関する事項
（2）関係各課相互の連携に関する事項
（3）その他、生活困窮者自立支援に関する事項

（組織等）

第4条 生活困窮者連絡会議を構成する庁内関係各課は、別表のとおりとする。
なお、必要に応じて新たな課を加えることができる。
2 生活困窮者連絡会議に会長を置き、会長は〇〇部長とする。
3 生活困窮者会議の事務局は、〇〇部〇〇課に置く。

（会議）

第5条 生活困窮者連絡会議は、必要に応じて会長が招集する。

（守秘義務）

第6条 構成する庁内関係各課は、個人情報をもつて他職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 月 日から施行する。

生活相談連絡票

フリガナ

氏名 _____ 相談日時 平成 年 月 日

生年月日 T S H 年 月 日 連絡先 - -

住 所

家族構成 人世帯（相談者 配偶者 子 その他） 不明

対応課 _____ 対応職員

情報提供同意 確認済み

【相談内容】

4 モデル事業中間報告会（H26.10.8）

- ・新法施行まで半年を切ったタイミングで行う。
- ・事業で得られた経験、課題等について、具体的な事例等を交えて情報提供する。
- ・モデル事業に関与していない市町村に対して、事業の流れをイメージしてもらい、新法施行に備えてもらう。